

仕様書

- 1 件名 南保育園仮設園舎賃貸借
- 2 設置場所 米子市長砂町20番地9 東山公園バス回転広場内
- 3 事業内容 東山公園バス回転広場内に軽量鉄骨造平家建て仮設園舎を設置するもの
- 4 賃借期間 平成26年11月1日から平成27年2月28日まで
※この期間内に建物の正常な機能を保持するため、期間中に保守点検を実施し、点検、修理及び調整等を行うこと。また、緊急に保守又は修理を要する場合には、速やかに技術者を派遣し、修理、調整等を行い、正常な状態で使用することができるようにすること。
※契約期間内においては、対象物件に私権を設定し、又は対象物件を担保に供してはならない。
※対象物件は、建築工事を完了し、検査済証の交付を受けた後、平成26年10月31日までに引渡しを行うものとする。
- 5 賃借物件 仮設園舎
軽量鉄骨造平家建て 延べ床面積：545㎡程度
保育室3、ほふく室、便所2、調理室、事務室、倉庫2、遊戯室、備品 一式
- 6 支払条件 前払い 無
月払い 毎月末払い
※平成26年12月から平成27年3月まで（4か月）
※毎月の支払額は、契約金額を4で除して得た金額（1,000円未満の端数が生じた場合は、最終支払月に加えるものとする。）とする。
- 7 解体撤去等 仮設園舎等の解体撤去の際は、事前に発注者と十分調整を行った上で行うこと。
- 8 賃借物件仕様書 (1) 賃借物件 軽量鉄骨造平家建て園舎及び附属設備等一式
(2) 工事内容 基礎、建物新築、内外装、電気・機械設備及び外構等の各工事

- (3) 申請手続費用等 建物新築に伴う諸手続及び当該手続に伴う費用は、全て賃貸者の費用負担とする。
- (4) 解体撤去等 賃貸借期間終了後、速やかに撤去を行うものとする。
- (5) 事前調査等について 事前調査が必要な場合は、福祉保健部ことも未来課に連絡し、確認をとった上で、入札日前日までに行うものとする。
- (6) 下請等 仮設園舎の設置等に当たって、業務の一部を第三者に請負わせる場合には、市内及び県内業者との契約に努めること（優先順位は、市内、県内の順位とする。）。ただし、技術的に施工することができる市内業者等がない場合又は工程的に間に合わない等、特段の理由がある場合は、この限りでない。
- (7) その他
- ・賃貸借物件に係る公租公課は、賃貸借に含むものとする。
 - ・賃貸借物件には、火災保険等の損害保険を付保すること。
 - ・賃借者は、仕様書等に適合しないと認められた場合には、見直しを命ずることができる。

工事関係特記事項

- 1 総則
 - (1) 関係法規、条例及び規則等を遵守すること。
 - (2) 工事の施行に要する電気・水道は、原則として工所用仮設を引き込むこと。
 - (3) 工所用仮設便所を設けること。
 - (4) 工事範囲には関係者以外立ち入り禁止とし、仮囲いを設けること。
 - (5) あらかじめ現場責任者を定め、届け出るものとし、工事現場の安全管理を図るとともに、発注者との連絡体制を確保すること。
- 2 公衆災害の防止
 - (1) 工事期間中は、公害・災害・危険防止等に最善の対策を行い、施工すること。
 - (2) 工事に当たっては、低騒音・低振動型施工機械等を使用すること。
 - (3) 工事期間中、交通整理員を常駐させること。
- 3 過積載車両の排除
 - (1) 工事現場に出入りする車両に、積載違反をさせないこと。
- 4 現場等の美化推進
 - (1) 工事現場に出入りする車両は、美化推進に努力し、汚損した場合は、速やかに清掃すること。
 - (2) 工事現場内及び進入路等は、定期清掃を行い、第三者に不快感を与えないように努力すること。
- 5 作業時間の制限
 - (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに夜間の作業は、原則としてしないこと。
 - (2) 作業日及び作業時間は、保育所等行事に支障が無いように保育所等と調整し、決定すること。
- 6 事故及び苦情処理 事故及び苦情が発生した場合は、速やかに対応し、処置内容を福祉保健部こども未来課及び保育所等に連絡すること。
- 7 第三者の安全確保 工事車両の通行管理を徹底し、第三者の安全を確保するとともに、騒音、振動、防塵等において保育所等及び近隣に配慮した計画とし、特に児童及び職員の安全確保に細心の注意を払うこと。
- 8 設計の注意事項
 - (1) 契約後、発注者に確認を受けた上で、速やかに許可申請、計画通知及びその他の手続を行うこと。
 - (2) 材料及び寸法等については、設計図仕様書を基本とするが、組立て建物本体の材料及び寸法等については、各メーカー仕様によるものとする。
 - (3) 工事の施行に当たっては、契約日現在の次に掲げる最新の仕様書等によること。
 - ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
 - ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
 - ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
 - ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- 9 工事影響の被害 工事の施行に起因する構造物被害については、相手方と協議の上、貸主の責任において現状復旧すること。

- 10 その他
 - (1) 第三者災害、労務災害のないよう、工事作業中、作業時間外とも十分な計画の基に、安全管理に努めること。
 - (2) 解体撤去の際は、事前に保育所等と十分調整を行った上で行うこと。
 - (3) 各使用製品等については、仕様書記載の同等品以上のものとする。
 - (4) 記載していない諸設備等で、各種法令に基づき必要となるものは、全て賃貸借に含むものとする。
- 11 電気設備工事
 - (1) 仮設電源設備
 - (2) 構内配電線路設備
 - (3) 動力設備
 - (4) 電灯設備
 - (5) コンセント設備
 - (6) 構内通信線路設備
 - (7) 火災報知設備（仮設期間中使用する既存校舎と接続すること。）
- 12 機械設備工事
 - (1) 給水設備（新規に水道加入手続きし接続すること。）
 - (2) 排水設備（汚水は仮設浄化槽で処理の上に、雨水については道路側溝等に排水し、撤去時に復旧すること。）
 - (3) 換気設備
- 13 その他工事
 - (1) 解体撤去後は、東山公園バス回転広場を現状復旧すること。
 - (2) 仮設園舎完成後、各室内において、化学物質の濃度測定（6種）を行うこと。